

氏名	三好 伸芳
学位の種類	博士（言語学）
学位記番号	博 甲 第 8 4 3 5 号
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	日本語における連体修飾構造と名詞句の内包性に関する研究

主査	筑波大学	教授	博士（言語学）	矢澤 真人
副査	筑波大学	教授	博士（言語学）	沼田 善子
副査	筑波大学	准教授		橋本 修
副査	大妻女子大学	教授	博士（言語学）	天野 みどり

論文の要旨

本論文は、日本語連体修飾構造における、連体修飾要素の機能と被修飾名詞句の指示性との対応関係、および連体修飾構造の意味的性質と複文全体の意味的性質との対応関係について、体系的・包括的に明らかにすることを主な目的とするものである。本論文は以下の7章から構成される。

第1章 序論

第2章 先行研究および本研究の枠組み

第3章 コピュラ文と連体修飾構造

第4章 存在文と連体修飾構造

第5章 可能世界における属性を問題とする述語

第6章 時間領域における属性を問題とする述語

第7章 結論

第1章では本論文の背景となる、寺村(1975-1978)以降の現代日本語連体修飾構造の研究史を概観して問題点の整理を行い、本論文が扱う論点と、分析の手法・手順について示される。

第2章では連体修飾要素の機能について先行研究を整理・検討した上で、連体修飾要素と被修飾名詞句の指示性との対応関係を整合的に扱い得る枠組みを提案する。まず、先行研究が、連体修飾要素の機能としての<制限的用法／非制限的用法>と被修飾名詞句の<定／不定>という指示性とを比較的素朴に一対一対応させようとするのに対して、被修飾名詞句が固有名詞であるにも関わらず連体修飾要素が制限的に機能しているケース等の反例が体系的に存在することが示される。このような問題に対し、関連の現象を精査した結果、<制限的用法>に<範疇限定／時間限定／可能世界限定>という3つの下位類を設け、被修飾名詞句を<可量化名

詞句／準可量化名詞句／不可量化名詞句〉に3分する新たな枠組みが、「可量化名詞句はいずれのタイプの限定も受け得る」「準可量化名詞句は範疇限定を受け得ないが、時間限定と可能世界限定は受け得る」「不可量化名詞句は、可能世界限定のみを受け得る」という形で、前述の反例を含む諸現象を整合的に説明できることを明らかにする。また、第3章以降への導入として、連体修飾要素の被修飾名詞句に対する機能分類と連体修飾構造を含む複文全体の解釈の双方に、形式意味論上の〈内包的文脈／外延的文脈〉、〈内包的述語／外延的述語〉という区分、すなわち〈内包性〉という素性が重要であることを示している。

第3章～第6章では、各種の構文における現象を詳細に検討しながら、連体修飾構造の意味的性質と複文全体の意味的性質との対応関係について、内包性を主要な操作概念として解明していく。

第3章ではコピュラ文の一種であるカキ料理構文を取り上げる。カキ料理構文は、「カキ料理は広島が本場だ」のようなコピュラ文の一変種であり、この構文の基底には、「広島がカキ料理の本場だ」という「N1のN2」を必須要素としてもつ構造があるとされる。この構文の成立条件について、先行研究では連体修飾要素「N1」が被修飾名詞句「N2」に対して、非飽和名詞に対するパラメータになることが重要であるとされるが、本論文では「N2」が飽和名詞句である場合でも「江戸時代は袴がズボンだ」のように、連体修飾要素に対応する被修飾名詞句の内包性を関係構成的に生み出すことでカキ料理構文が成立するケースがあることを示し、従来の語彙のパラメータ補充によるカキ料理構文と対置させる形で、このタイプのものを合成的パラメータ補充によるカキ料理構文として位置づける。この合成的パラメータ補充によるカキ料理構文に関わる諸現象を精査することにより、この構文における「N1の」にあたる部分には時間限定・可能世界限定の二種があり、第2章で提案した連体修飾要素の機能分類と整合的に対応していることが述べられる。

第4章は連体修飾要素の機能と存在文の意味との関係を扱う。存在文の意味的分類や体系化は、金水(2006)、西山(1994、2003、2013)等によって進められてきたが、これらの先行研究には見いだされていない「状態変化存在文」というタイプが存在することを指摘し、この状態変化存在文が存在文分類の体系の中で「所在文」と「部分集合文」の特徴を部分的に併せ持つという位置にあることを示す。その上で、この状態変化存在文の成立には「主語が準可量化名詞句であり、必ず連体修飾要素によって時間的修飾限定を受けていなければならない」という制約がかかっていることが示され、第2章で提示した連体修飾要素の機能分類や内包性に関する記述が、文全体の意味解釈に対しても整合的な説明を与えていることが論じられる。

第5章では連体修飾要素の種類と、主節における内包的述語の種類との相関について論じる。内包的述語とは、主節述語として働く際に内包的文脈を構成する能力のある述語として規定されるものであるが、先行研究が内包的述語の語彙としての性質の詳細を等閑視しているのに対し、現象を精査すると、これら内包的述語の中に性質を異にする下位類が存在するとすべきであることを主張する。内包性述語は、「真面目だ」のような、連体修飾要素が一時的性質をあらわす場合にかぎり制限的に機能させるタイプと、「思い浮かべる」のような、連体修飾要素が一時的性質・恒常的性質のいずれをあらわしていても制限的に機能させるタイプに分かれ、後者は、可能世界における属性を専らの問題とする述語という形で位置づけられることを明らかにしている。

第6章では知覚動詞構文を扱う。まず、「見る」のような知覚動詞が連体修飾構造を項に取る場合、モノ知覚の読みとコト知覚の読みとであいまい性が生じるが、この際、コト知覚の読みにおいて内包的文脈が成立することを確認する。その上で、このタイプの内包的文脈の成立が、可量化名詞句・準可量化名詞句が時間限定を受けている場合に限られることを示し、このような制約が、「主節の知覚主体が、その時点における知覚内容を出来事として知覚する」というコト知覚の性質と整合することを明らかにする。また、本章での知覚動詞構文に関する知見が、益岡(1995)の挙げる述定的装定構文の分析に援用できる可能性についても論じられる。

第7章では本論文の考察をまとめ、残された課題と今後の展望について述べている。

審査の要旨

1 批評

本論文の主要な論点である、連体修飾要素の機能と被修飾名詞句の指示性との対応関係ならびに連体修飾構造の意味的性質と複文全体の意味的性質との対応関係は、日本語連体修飾構造の分析のために非常に重要なテーマであるにも関わらず、不十分な成果しか得られていなかった論点である。本論文は先行研究では得られていなかった豊富な言語現象を発見すること、さらに、理論的整合性について従前を上回る精密さで検討することにより、この2つの論点について大きな成果を挙げた、優れた研究であると評価することができる。

特に高く評価できる点の第1点としては、1つ目の論点について、連体修飾要素の機能分類・被修飾名詞句の分類の両方に問題があることを適切に把握し、両方の分類ともに修正を施したことで、記述的妥当性と、意味論的解釈の自然さを圧倒的に向上させたことである。連体修飾要素の機能については制限的タイプに範疇限定・時間限定・可能世界限定という3つの下位類を設定する形で、被修飾名詞句の分類については従来の定・不定に代えて可量化名詞句・準可量化名詞句・不可量化名詞句という3分類を採用する形で修正し、それぞれの組み合わせについての制約を検討することで、従来の扱いでは例外とせざるを得なかった現象について、ほぼ完全に予測可能な形で記述することに成功している。また、「制限」という連体修飾要素の機能について、あり得る3つのタイプの実在論的説明も、従来に比して格段に自然なものとなっている。

特に評価できる点の第2点は、連体修飾節構造を含む複文全体の意味に、形式意味論上の内包性という概念を持ち込むことにより、複文における連体修飾節構造部分の意味と、複文全体の意味の関係を狭義意味論の中で包括的に捉える可能性を切り拓いたという点である。先行研究において当該の問題は暗黙のうちに排除されるか、概ね語用論上の問題として狭義意味論外のものとするのが常であった。本論文では形式意味論上の内包性という概念を多様な構文に適用することにより、連体修飾構造の機能上の内部構成の種類と、主節が内包的文脈を成立させるか否かというありかたに相関関係があるという形で、両者の体系的対応関係を一定程度明らかにしたのは、画期的であると言ってよい。

一方課題も残る。特に、連体修飾構造の意味的性質と複文全体の意味的性質との対応関係では、著者自身も認める通り、本論文が扱ったもの以外にも検討すべき構文が存在する可能性があり、全容解明とまでは言えない。しかしながら、これは、研究の新規性による豊かな可能性の反映とみることができ、この課題自体が本論文の成果ともいえる。このことは、日本語研究の新たな展開をリードすることが期待される極めて優れた研究であるという本論文の評価をいささかも揺るがすものではない。

2 最終試験

平成30年1月20日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。